

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月1日

【会社名】 阪和興業株式会社

【英訳名】 HANWA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古川弘成

【本店の所在の場所】 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は、東京本社において行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号

【電話番号】 06(7525)5000

【事務連絡者氏名】 執行役員 寺田利三

【縦覧に供する場所】 阪和興業株式会社大阪本社
(大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号)
阪和興業株式会社東京本社
(東京都中央区築地一丁目13番1号)
阪和興業株式会社名古屋支社
(名古屋市東区東桜一丁目13番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金7円50銭 総額 1,554,105,300円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

目的を見直し、事業内容の追加を行うものです。

取締役及び監査役の責任免除に係る規定の内容を一部変更するものです。

補欠監査役に係る規定を新たに定めるものです。

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役として、北修爾、古川弘成、川西英夫、芹澤浩、小笠原朗彦、森口淳宏、十川直之、関收、堀龍兒、加藤恭道、松岡良明、山本浩雅、畠中康司、長嶋日出海、中川洋一の15名を選任するものです。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、岡田和彦、大久保克則の2名を選任するものです。

第5号議案 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	159,907	84	58	(注) 1	可決 98.2%
第2号議案 定款一部変更の件	159,737	254	58	(注) 2	可決 98.1%
第3号議案 取締役15名選任の件					
北 修爾	147,858	12,133	58	(注) 3	可決 90.8%
古川弘成	149,775	10,216	58		可決 92.0%
川西英夫	155,666	4,325	58		可決 95.6%
芹澤 浩	155,666	4,325	58		可決 95.6%
小笠原朗彦	155,666	4,325	58		可決 95.6%
森口淳宏	155,666	4,325	58		可決 95.6%
十川直之	155,665	4,326	58		可決 95.6%
関 收	156,419	3,572	58		可決 96.1%
堀 龍兒	156,432	3,559	58		可決 96.1%
加藤恭道	155,665	4,326	58		可決 95.6%
松岡良明	155,665	4,326	58		可決 95.6%
山本浩雅	155,665	4,326	58		可決 95.6%
畠中康司	155,665	4,326	58		可決 95.6%
長嶋日出海	155,615	4,376	58		可決 95.6%
中川洋一	155,620	4,371	58	可決 95.6%	
第4号議案 監査役2名選任の件					
岡田和彦	151,379	8,612	58	(注) 3	可決 93.0%
大久保克則	112,942	47,049	58		可決 69.4%
第5号議案 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の一部改定及び継続の件	103,861	56,122	58	(注) 1	可決 63.8%

- (注) 1. 可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
 2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
 3. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに事前行使された議決権行使の数と、当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適正に決議が成立したため、本総会に当日出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上